

告 示

埼玉県告示第百七十八号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。）第四条の規定により、平成三十年埼玉県告示第百七十七号（平成三十年度前期技能検定の実施）により公示する技能検定に係る条例別表産業労働部の項第十二号金額の欄イに規定する手数料（在校生（知事が別に定める者をいう。）が三級を受検する場合の手数料を含む。）を、同告示第五号イの規定にかかわらず、次のとおり減額する。

平成三十年三月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

次に掲げる要件のいずれにも該当する者に係る手数料については、九千円を減額する。

- 一 二級又は三級の技能検定試験を受検すること。
- 二 平成三十年四月一日において三十五歳未満であること。
- 三 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者でないこと。